

若年者による市販薬の濫用防止対策に関する意見書

厚生労働省「医薬品の販売制度に関する検討会」のとりまとめ¹が1月12日付で公表されました。本とりまとめの議論の背景には、若年者による市販薬の濫用という課題があるものと承知しており、この問題に対しては、社会全体として適切な対応を採るべきものと考えています。

しかしながら、当連盟としては、同検討会のとりまとめにおける濫用等のおそれのある医薬品の販売方法の方向性は、真に実効性のある対策につながらない可能性が高いものと考えます。このため、以下のとおり、当連盟としての意見を公表いたします。

1. 報告書及び検討会の議論に対する指摘

(1) 販売手法の変更のみで対処しようとしており、若年者が市販薬の濫用に陥る根本原因への対策が不足していること

- 若者支援をするNPOの方々や、薬物依存症の研究者によれば、若年者が市販薬の濫用に至る背景には、孤独や孤立の問題・家庭環境の問題があると指摘されています²。したがって、この点に対する対策が市販薬の濫用に対する根本的な対策であるといえます。
- しかしながら、こうした根本的な原因に対する対策について、とりまとめでは「自殺や社会的孤立への対策等も医薬品の濫用防止に資する可能性がある」として対策の中心ではないとの認識に立っているように見え、その方策についても「自殺対策や孤独・孤立対策等の社会的不安への対応についても、関係府省庁間で連携し取組を進めることが重要」と抽象的な記述に止めています。
- また、市販薬の濫用経験のある当事者の声では、薬物依存の専門病院や相談先が不足しているとの指摘があり、濫用から脱却しようとする際の支障になっていることが窺える³にもかかわらず、この点については、報告書では全く触れられていません。
- このように幅広い対策が必要であると思われる一方、販売方法の規制強化に終始し、他省庁や厚生労働省の他部局が採りうる政策との協働が行われていないことは、問題の本質から外れた議論であると指摘せざるを得ません。

(2) 仮に販売手法の変更で対処する場合でも、現実の問題を直視せず、問題の所在と対策が乖離していること

- 検討会において厚生労働省が公表したデータによれば、市販薬の急性中毒で救急搬送された患者の当該市販薬の入手経路は、インターネットが約9%であるのに対して、実店舗が約66%と大半を占めています⁴。

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37285.html

² 規制改革推進会議第1回健康・医療・介護ワーキング・グループ（令和5年11月16日）資料4-6（https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/2310_04medical/231116/medical01_agenda.html）

³ 同会議資料4-3、4-4

⁴ 第9回医薬品の販売制度に関する検討会（令和5年10月30日）資料4-1

- 現行制度においても、濫用等のおそれのある医薬品の実店舗での販売に際し、専門家が対面で関与している中、若年者の濫用が社会問題となっているにもかかわらず、報告書では具体的な方策として「濫用に対する注意喚起も含めた必要な情報提供を行うことが、濫用目的での購入を防止するために不可欠である」とし、実店舗販売における「専門家による関与」が必ずしも濫用防止にはつなげていないという現実を直視していません。
- そうした中で、ネット販売時に「ビデオ通話」を求めるなど、実店舗に比してネット販売の規制をより強化することは、対策としての効果が十分得られない一方で、多くのネット販売事業者が販売を断念せざるを得ず、移動困難者等の医薬品アクセスを大きく阻害する可能性が高いといえます。また、ネット販売が継続されるとしても、購入に必要な時間と手間が大きく増加するため、実店舗を訪問する時間が取れないような方々の迅速な医薬品アクセスも阻害するものと考えます。
- また、報告書では、ネット販売時には厳格な年齢確認及び全件記録を行うことを求める一方で、実店舗では一見して20歳以上と思われる者が「小容量の製品1個」を購入する場合には年齢確認も記録もしなくてよいこととしており、実店舗における買い回りが容易な対策となっています。上記のデータのとおり、濫用者の入手経路は実店舗での入手が大半であると考えられることを踏まえれば、実店舗を年齢確認義務及び記録管理義務から免除した対策の実効性は疑わしいものと指摘せざるを得ません。

(3) 「利便性 vs 安全性」という単純化した二元対立の議論が横行しており、エビデンスに基づく議論が行われていないこと

- 検討会における議論では、一部の委員を除き、規制改革推進会議の議論や経済団体からの指摘に対して、「安全性をないがしろにして利便性や利益を追求するもの」として、否定的な受け止めをされたことが多かったと考えます。
- しかしながら、上記(1)及び(2)で指摘したとおり、とりまとめの方策は、若年者の濫用防止への実効性があるとは言い難いものです。こうした実効性のない対策案を押し進めることは、若年者の薬物濫用を放置することと同義ではないでしょうか。

2. 市販薬の濫用防止に向けた提案

(1) 若者支援のNPOに対する予算拡充と薬物濫用の相談機関等を拡充すること

- 市販薬の濫用に至る若年者が抱えている根本的な課題に寄り添い、対策を講じることが最も重要であることは明らかです。現実にそうした支援を行っているNPOが存在していることを踏まえれば、それらの活動に対する公的支援を拡充することが必要不可欠であると考えます。
- また、当事者の声に耳を傾け、薬物濫用の相談機関等の確保など出口戦略を強化していくことも必要であると考えます。

(2) 専門家の関与による実効性の限界を直視し、購入記録の管理と濫用の危険性に関する周知啓発を対策の柱とすべき。特に、入手経路として大半を占める実店舗でも例外なく記録管理をすること

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35843.html)

- 専門家が関与した上で販売する現行制度の下で、若年者の濫用が社会問題となっていることを踏まえれば、専門家の関与が濫用防止に十分つながっていないという現実を直視すべきです。
- (1) で述べた対策が本質と考えますが、仮に販売手法により対策を講じる場合でも、若年者の濫用防止という目的を達成するためには、購入記録に基づく管理と濫用の危険性に関する周知啓発の方が効果的であり、これらを対策の柱とすべきと考えます。ただし、買い回りによる大量入手を防止するためには、入手経路として大半を占める実店舗においても例外なく記録管理を行う必要があります、実店舗を記録管理から免除して優遇する合理的な理由はないと考えます。

(3) 今後の具体的な制度化に当たっては、エビデンスに基づく議論を行い、真に実効性があると考えられる対策とすること

- 一般的に制度改正は、その施行状況を踏まえて見直しが行われることを踏まえれば、実効性の乏しい対策が講じられた場合には、次なる見直しまでの数年間は、問題が放置されることとなります。
- 本意見書では、実際に若者支援をしている NPO の方々や当事者の声、厚生労働省が公表しているデータに基づき、とりまとめで提言された施策の実効性に対する指摘と具体的提案を行いました。
- 今後、政府においては、とりまとめでの提言も踏まえつつ、具体的な制度設計を検討していくこととなると思われませんが、本意見書をはじめとする経済団体の指摘及び規制改革推進会議での議論を真摯に受け止め、エビデンスに基づき、若年者の濫用防止に真につながる対策を検討していただくことを願います。

以上